



Title	献辞
Author(s)	山本, 和彦
Citation	一橋法学, 13(3): 1-2
Issue Date	2014-11-10
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/26991
Right	

上原敏夫先生 名誉教授称号授与記念

献辞

上原敏夫先生は、平成 22 年 3 月末日に本学を退職され、平成 26 年 4 月 1 日をもって本学名誉教授となりました。

先生は、一橋大学法学部在学中に司法試験に合格するなど、早くから優れた能力を発揮しておられます。そして、東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了後、司法修習を終了され、昭和 52 年 4 月、一橋大学法学部助手に着任されました。その後、一橋大学法学部講師、助教授、教授（平成 11 年 4 月に大学院法学研究科教授に配置換え）として 33 年間にわたり、一橋大学の教育・研究のために尽力されてきました。

この間、先生は、一橋大学法学部及び大学院法学研究科において、民事訴訟法、民事執行法、倒産法、民事訴訟法特殊問題などの講義を担当されるとともに、ゼミナールを通じて多数の学生を指導されてきました。さらに、平成 16 年 4 月からは、新設の法科大学院において、民事訴訟法、民事法演習などの講義を担当され、多くの法曹の養成にも尽力されました。また、後進の育成にも力を注いでこられ、先生のご指導の下で育った多くの研究者が、日本のみならず外国でも活躍しています。

学内では、評議員、役員補佐などの要職を歴任され、法学部・法学研究科のみならず、一橋大学全体の行政に関してもその職責を全うされました。

研究面では、ドイツ民事訴訟法・民事執行法などのテーマを中心に、民事訴訟法学・民事執行法学の分野において、多くの優れた著書・論文を発表されてきました。先生は、東京大学において三ヶ月章博士、一橋大学において竹下守夫名誉教授のご指導の下、民事執行法、とりわけ従来研究が必ずしも十分ではなかった債権執行の分野において、ドイツ法を参考に第三債務者の保護という斬新な視点を提示されました（上原敏夫『債権執行手続の研究』（有斐閣、1994 年）など）。このような理解は、今や学界のスタンダードになっていると言って過言ではありません。また、ドイツ・アメリカの集団訴訟制度の詳細な研究を展開され、日本

法に対して多くの示唆を与えられました(上原敏夫『団体訴訟・クラスアクションの研究』(商事法務研究会、2001年)など)。このような研究成果を重要な基礎として、消費者団体訴訟や集团的消費者被害の救済に関する新たな立法が行われるなど、先生の研究は実社会に対しても大きな影響を及ぼしています。精緻な解釈論を展開される一方で、先生による周到かつ正確な外国法の紹介は、学界における共通財産として常に高い評価を得てきました。

先生は、学外にあっても、日本民事訴訟法学会、日本私法学会、仲裁ADR法学会の理事などを務められました。また、法制審議会幹事・臨時委員、国民生活審議会特別委員、下級裁判所裁判官指名諮問委員会地域委員、司法試験考査委員などとして法律の立案や法曹養成等にも貢献されました。特に、「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」については、法制審議会の担当部長としてその立案を主導されました。また、国際貢献という面では、カンボディア王国や中華人民共和国の法整備の支援に尽力されてきました。特に、後者については、JICAの中華人民共和国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト国内研究会の座長として、支援作業の中核を担われました。このように、先生はまさに日本を代表する民事訴訟法学者として、学界及び社会の発展に寄与されたところ多大なものがあります。

以上のように、先生は、一橋大学及び学界において多大な業績を挙げられ、いまなお現役でご活躍中です。この名誉教授授与記念号には、上原先生のお人柄と学問に共感と学恩を覚え、先生を慕う教え子や元同僚が力作を寄稿しました。執筆者一同、上原先生のますますのご活躍とご健康を心よりお祈り申し上げます。

2014年11月

一橋大学大学院法学研究科教授 山本和彦